村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a12　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第1項第6号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a13　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第2項第2号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a14　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第2項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a15　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第2項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a16　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第2項第2号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a17　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第2項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a18　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第2項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a19　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第4項第2号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a20　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第3項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a21　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第3項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査